

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き



事業者の申告期限 令和6年1月31日(水)

申告期間間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、1月25日(木)頃までにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 申告書を郵送で提出される方で、控えの返送を希望される場合は、必ず切手を添付した返信用封筒を同封してください。

※ 前年中に資産の増減がない場合、申告の対象となる資産がない場合、休業、廃業の場合も提出をお願いいたします。

串 間 市

串間市役所 税務課 資産税係
電話：0987-72-1111(内線242)
0987-72-1113(直通)

申告いただく方

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で1月1日現在に償却資産を所有している方です（農林水産業も含む）。

申告が必要なもの(主な例)

農業	ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機 家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械等
漁業	船、エンジン、レーダー等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、ミキサー等
飲食店業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、テレビ等
理容業、美容業	パーマ器、理・美容椅子、洗面設備等

申告が不要なもの

- ・ トラクター、コンバイン、田植機(35km/h未満で乗用タイプ)など小型特殊自動車に該当する車両（軽自動車税の対象）
- ・ 家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室
- ・ 生物（牛・果樹）など
- ・ 取得価格が10万円未満の資産
- ・ 耐用年数が1年未満の資産
- ・ 小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラは償却資産から軽自動車税種別割に変更になりました

※ 事業主の方が引退・死亡により変更になった場合は、申告書の所有者新しい事業主の氏名・住所をご記入ください。

※ 廃業された場合は備考欄にその旨をご記入ください。

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き ～串間市～

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほかに、償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。対象となる資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日(1月1日)現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参照いただき、申告用紙等に所要の事項をご記入の上、下記期間内に申告していただきますようお願いいたします。

申告受付期間 令和6年 1月5日(金)～1月31日(水)

※令和5年中は申告受付できませんのでご注意ください。

～ 目 次 ～

1. 償却資産の概要	2
(1) 償却資産とは	2
(2) 建築設備における家屋と償却資産の区分	3
2. 償却資産の申告について	4
(1) 申告していただく方	4
(2) 申告の対象となる償却資産の範囲	4
(3) 申告の対象とならない資産	4
(4) 賃借人(テナント)等が施工した建築設備等について	4
【参考】<償却方法と取得価格による申告対象>	5
<申告の対象となる主な償却資産の例(業種別)>	5
3. 申告方法と提出書類	6
4. 評価額・税額等の算出方法	7
(1) 評価額の算出方法	7
(2) 課税標準額及び税額	7
<減価残存率表>	8
5. 課税標準の特例・非課税等	9
(1) 課税標準の特例が適用される償却資産	9
(2) 非課税となる償却資産	9
(3) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	9
6. 参考資料等	10
償却資産申告書の記載例	10
種類別明細書の記載例	12
平成20年度税制改正による耐用年数変更に伴う新旧対照表(抜粋)	14
償却資産に関するQ&A	17
税制改正と注意点	18

1. 償却資産の概要

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課税されない方が所有するものを含む。)をいいます。

なお、「事業の用に供することができる資産」には、所有者が自らの事業のために使用している資産だけでなく、事業として貸し付けている資産も該当します。

< 償却資産の種類と具体例 >

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構 築 物	門、塀、構内塗装(含 駐車場舗装路面)、貯水池、屋外排水溝、側溝、独立キャノピー、看板(広告塔等)、庭園、緑化施設、花壇、その他土地に定着した土木設備 等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水設備、ガス引き込み設備、そで看板、可動間仕切り、日除け設備、中央監視装置、屋外受水槽、浄化槽、貯水槽、生産業(製造・加工・修理等)の工程上必要な設備、建物から独立した設備(スポットライト、外灯等)、建物の所有者以外の者が施工した内部造作 等
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、製造加工機械、厨房機械、ポンプ、モーター、機械式駐車場、洗車業用設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械(クレーン車等) 等
第3種	船 舶	貨物船、旅客船、漁船、釣船、タンカー、ボート、はしけ 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(分類番号が「0」「00～09」及び「000～009」「9」「90～99」及び「900～999」の車両)、構内運搬車、動力運搬車、台車 等
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、エアコン、陳列ケース、医療機器、理美容器具、厨房機器及び用品、測定・検査工具、事務机、ロッカー、金庫、キャビネット、自動販売機、レジスター、カラオケ 等

< 償却資産に対する課税に関する国税の取扱いとの比較 >

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法又は定額法の選択制度 「定率法選択の場合」 ・平成19年度4月1日以降に取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率」に規定
前年中の新規取得資産	月割償却	評価額＝半年償却(1/2)
圧縮帳簿の制度	制度あり	制度なし
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	制度あり	制度なし
増加償却(所得税法・法人税法)	制度あり	制度なし
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価格の5%
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

(2) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においてはこれらの設備を家屋と償却資産とに区分して評価しています。(次の区分表をご参照ください。)

家屋と設備等の所有者が同じ場合……独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合……賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備であっても償却資産として取り扱います。

<家屋と償却資産の区分表>(家屋と設備等の所有者が同じ場合)

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上 店舗造作等		工事一式
電気設備	受・変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備一式、蓄電池設備一式、無停電電源設備	
	中央監視設備	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	設備一式	
	動力配線設備	特定の生産または業務用の動力配線設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器	電話配線設備
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器	左記以外の設備
	I T V設備	受像機(テレビ)、カメラ、I T V架	左記以外の設備
	電気時計設備	時計、端子盤、その他器具類	左記以外の設備
給排水・衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
	給湯設備	湯沸器等の局所式設備(ユニットバス等を除く)	中央式給湯設備、 ユニットバス等用給湯器
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備	左記以外の設備
	衛生設備		設備一式
空気調和設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備	左記以外の設備
	換気設備		設備一式
防災設備	火災報知設備		設備一式
	避雷設備		設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、ホース及びノズル等	消火栓設備、 スプリンクラー設備等
運搬設備	昇降設備	リフト(工場用)	エレベーター、 エスカレーター等
	製品搬送設備	工業用ベルトコンベア設備	事務用ベルトコンベア設備
外構工事	舗装、植栽、門扉 簡易ゴミ置き場等	外構工事、囲障工事、その他工事一式	
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮、病院等の洗濯設備	左記以外の設備
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍装置、ろ過装置、LAN設備、P O Sシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、メールボックス、カーテンブラインド等	

2. 償却資産の申告について

(1)申告していただく方

地方税法第383条の規定により、令和6年1月1日現在、串間市内に償却資産を所有されている方及び串間市内で事業を営まれている方です。また、次の方々も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者が不明の場合は使用されている方
- エ 償却資産を共有されている方(共有者全員の連名で申告していただくことになります。)

(2)申告の対象となる償却資産の範囲

申告が必要な償却資産は「令和6年1月1日現在において事業の用に供することができる資産」です。1月1日取得の資産は、その前年の12月を取得年月とします。

また、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休または未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出/新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 耐用年数が1年未満、または取得価額が20万円未満であっても個別に減価償却しているもの(ただし国税において一括償却(3年均等償却)の取り扱いとしたものを除きます。)(*)1
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産(*)2
- ク 決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ケ 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無にかかわらず申告対象資産となります。)
- コ 家屋の賃借人が取り付けした建築設備・内装・造作等の事業用資産(譲渡等により取得した資産を含みます。)(*)3
- サ 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの(*)4
 - (*)2 5ページ【参考】<償却方法と取得価額による申告対象>参照
 - (*)3 4ページ「賃借人(テナント)等が施工した建築設備等について」参照
 - (*)4 3ページ「建築設備における家屋と償却資産の区分」参照

(3)申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

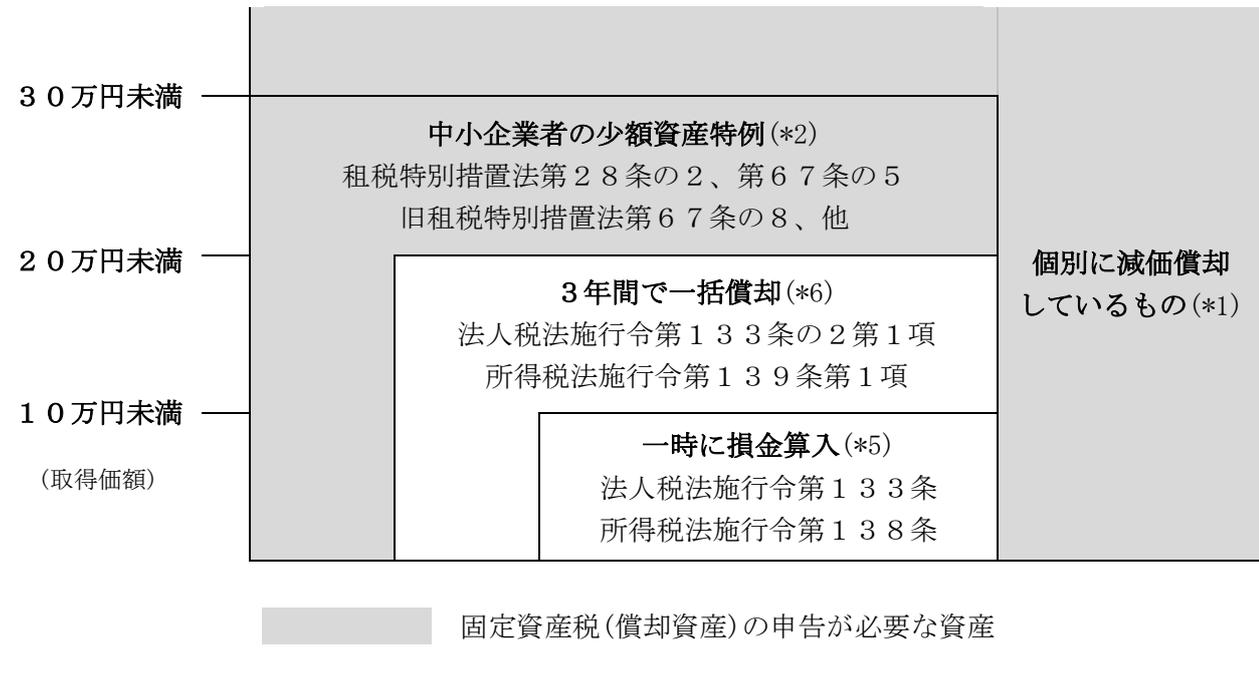
- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- イ 無形減価償却資産(特許権・実用新案権等)
- ウ 非減価償却資産(書画、骨董品等で希少価値を有し代替性のないもの)
- エ 繰延資産
- オ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- カ 生物(ただし、鑑賞用生物は申告の対象となります)
- キ 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - a 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入または必要経費としているもの)(*)5
 - b 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年一括償却としているもの(*)6
 - (*)5・6 5ページ【参考】<償却方法と取得価額による申告対象>参照

(4)賃借人(テナント)等が施工した建築設備等について

賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が取り付けした内装・造作等の建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになります。

【参考】<償却方法と取得価額による申告対象>

固定資産税(償却資産)において申告の対象から除外する「少額資産」は、地方税法の規定により取得価額10万円未満のうち一時に損金算入したもの、または取得価額20万円未満の資産のうち3年間一括償却としたもののみです。租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。



<申告の対象となる主な償却資産の例(業種別)>

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、ルームエアコン、内装、内部造作等、応接セット、キャビネット、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)他
小売業	陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付のものを含む)、照明設備、冷凍庫、冷凍ストッカー、電子秤 他
料理・飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター 他
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、カラオケ機器 他
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインボール、ドライヤー、パーマ器 他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ミシン、ビニール包装設備 他
医療・薬局業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)、薬品戸棚 他
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機、製本設備 他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の課税対象となっているものを除く)、大型特殊自動車 他
製造業・鉄鋼業	金属製品製造設備、食料品製造設備、梱包機、施盤、ボール盤 他
ガソリンスタンド自動車整備業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、防壁、コンプレッサー、溶接機、オートリフト、オイルチェンジャー、各種工具 他
不動産貸付業 駐車場業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、門、塀・緑化施設等の外構工事、中央監視制御装置、舗装路面、機械式駐車装置(ターンテーブル) 他
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装 他
公衆浴場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、動力ポンプ 他
農業	ビニールハウス、田植機、(乗用でないものもしくは乗用タイプで35km/h以上)乾燥機、果樹棚、貯蔵庫、農耕用薬剤散布車(軽自動車税の課税対象となるものは除く)、製茶機、蒸機 他
漁業	漁船、漁網 他

3. 申告方法と提出書類

前年中に資産の増減がない場合、申告の対象となる資産がない場合も申告書等の提出が必要です。申告書につきましては、地方税法施行規則第26号（統一様式）をご使用ください。

※ 申告書を郵送される方で控への返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封くださるようお願いいたします。

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式
普通申告 (増加・減少申告)	令和5年1月2日以降に新規に事業を開始された方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書 種類別明細書(全資産分)
	今回はじめて申告される方		
	上記以外の方	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加または減少した償却資産	
電算申告 (増加・全資産申告)	企業の電算処理により申告される方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	

●企業の電算処理により申告される場合

電算処理により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在申間市内に所有するすべての償却資産について申告してください(*7)。

償却資産申告書	評価額、決定価格、課税標準額を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"> 次の項目は必ず記載してください。 「資産の種類」「資産の名称等」「数量」「取得年月」「取得価格」「耐用年数」「減価残存率」「評価額」「課税標準の特例（該当がある場合）」「課税標準額」「増加事由」 評価額は、7ページ「4. 評価額・税額等の算出方法」を参照のうえ算出してください。 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄に記載してください。

●eLTAXにより申告される場合

eLTAXにより申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在申間市内に所有するすべての償却資産について申告してください(*7)。

償却資産申告書	<u>「前年前取得」「標準の特例」「取得年月」「取得価格」「耐用年数」等に変更がある場合は、必ず備考欄に事由等を記載してください。</u>
種類別明細書 (増加・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"> 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。 <u>「前年前取得」「標準の特例」「取得年月」「取得価格」「耐用年数」等に変更がある場合は、必ず摘要欄に事由等を記載してください。</u>

(*7)評価額及び課税標準額を記載した種類別明細書(全資産分)を添付してください。

※理論帳簿価額の記載は平成20年度より不要です。

※申告書の具体的な記載方法は、10ページ「償却資産申告書の記載例」をご参照ください。

4. 評価額・税額等の算出方法

(1) 評価額の算出方法

申告していただいた内容(取得年月、取得価額及び耐用年数)に基づき、資産1品ごとに下記の算式により賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

$$\text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2)$$

$$\text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率})$$

<計算例>

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度評価額
エアコン	R5年 12月	350,000円	6年	0.319	350,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 294,000円 (R6年度評価額)
舗装路面	R4年 9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円 (R5年度評価額) 2,508,300円 × (1 - 0.142) = 2,152,121円 (R5年度評価額) (R6年度評価額)
レジスター	H28年 3月	500,000円	5年	0.369	500,000円 × (1 - 0.369 × 1/2) = 407,500円 (H29年度評価額) 407,500円 × (1 - 0.369) = 257,132円 (H29年度評価額) (H30年度評価額) ⋮ 40,763円 × (1 - 0.369) = 25,721円 (R4年度評価額) (R5年度評価額) 25,721円 × (1 - 0.369) = 16,229円…① (R5年度評価額) 500,000円 × 5% = 25,000円…② ①16,299円 < ② 25,000円 (R6年度評価額) ※評価額が取得価額の5%未満になる場合、5%でとめます。この場合、令和5年度で算出額(①)が取得価額の5%(②)より小さくなりますので、この年度以降の評価額は、25,000円となります。

(2) 課税標準額及び税額

- ・ 串間市内に所有する償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。
- ・ 課税標準額に固定資産税率(1.55%)を乗じた額が年税額となります。
- ・ 課税標準の特例(9ページ)の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。
- ・ 串間市内に所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
- ・ 課税標準額は1,000円未満を切り捨てます。(*8)
- ・ 年税額は100円未満を切り捨てます。

(*8) 土地、家屋分の固定資産税の課税がある方は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算して計算するため、端数処理による差が生じることがあります。

<減価残存率表> (固定資産評価基準 別表第15「耐用年数に応ずる減価率」より)

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 分(1-r/2)	前年前取得 分(1-r)			前年中取得 分(1-r/2)	前年前取得 分(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962
31	0.072	0.964	0.928	61	0.037	0.981	0.963

5. 課税標準の特例・非課税等

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。(適用を受けるには別途申告が必要となりますのでお問い合わせください。)

(2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。(適用を受けるには別途申告が必要となりますのでお問い合わせください。)

(3) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産、または耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、別途届出が必要となります。詳細はお問い合わせください。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

事項	国税における所轄	償却資産申告時に添付する書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書の写し
増加償却	税務署長	増加償却の届出書の写し及びそのことを証する書類の写し
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の写し及びそのことを証する書類の写し
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書の写し

6. 参考資料等

償却資産申告書の記載例

1, 2 住所・氏名が正しく記載されているか確認し、誤りがあれば訂正してください。また、屋号がある場合は記載してください。
法人の場合は法人の住所地を、個人の場合は代表者の住民登録地を必ず記載してください。

3 個人番号又は法人番号を記載してください。

申告書提出日を記載してください。

4 事業種目を具体的に記載してください。
例えば、建設業、飲食業等。
また、資本金又は出資金等の金額を記載してください。

受付印

令和 年 1 月 20 日

令和 年度

串間市長 殿

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所 有 者	1 住所	〒888-0001 串間市大字西方5550番地	3 個人番号又は法人番号
	[又は納税通知書送達先]	[電話 〇〇局×××番]	4 事業種目 (資本金等額)
	2 氏名	北方商事株式会社	5 事業開始年月日
	[法人にあつてはその名称及び代表者の氏名]	代表取締役 北方 一郎 (屋号)	6 この申告に回答する者の係及び氏名
			7 税理士等の氏名

(イ) 前年度までに申告済みの資産の取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。
なお、前年度までに申告した資産がない場合は記載は不要です。

(ロ) 種類別明細書に記載された取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。

(ハ) 種類別明細書に記載された取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。

資産の種類	取				得				価				額			
	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物		2	530	000										2	530	000
2 機 械 及 び 装 置										3	000	000		3	000	000
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品		1	980	000			510	000						1	470	000
7 合 計		4	510	000			510	000			3	000	000	7	000	000

資産の種類	※ 評 価 額				※ 決 定 価 格				※ 課 税 標 準 額			
	(ホ)				(ヘ)				(ト)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物												
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合 計												

(ホ)～(ト)は申告いただいた明細をもとに市で算出します。ただし、企業電算申告の方は記入してください。

記載要領 1 償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。
2 ※の欄は記載しないこと。
3 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に

5 事業を開始した年月
又は法人の設立年月
を記載してください。

6 この申告について直接応答
される方の係名、氏名及び電
話番号を記載してください。

※修正の仕方
文字等の修正がある場合は、赤のボールペンを
使って二重線で消し、空欄に記載してください。
ただし、訂正印は押さないでください。

7 経理を委託している税理士
等の氏名及び電話番号を記
載してください。

第二十六号様式（提出用）

※所有者コード

家庭用品販売 百万円		8 短縮耐用年数の承認	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
平成 12 年 3 月		9 増加償却の届出	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
経理課 北方 花子 (電話 72-1111)		10 非課税該当資産	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
本城税理士事務所 本城 太郎 (電話 75-1111)		11 課税標準の特例	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
		12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 ・ 定額法
		14 青色申告	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 北方商事株式会社 串間市大字西方5550番地 ② ③		
16 借用資産 (有 ・ 無)	貸主の名称等 大東リース株式会社		
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有 ・ 借家		
18 備考 (添付書類等)			
.....			
.....			
.....			
※ 該当する項目に○をつけてください。			
1. 資産増減あり			
2. 資産増減なし			
3. 該当資産なし			
4. 廃業・解散・転出等 (平成・令和 年 月 日)			
.....			

8~14 各項目について、該当する方を
○で囲んでください。

15 事業所等、資産の所在地を記載して
ください。
屋号がある場合は必ず屋号も記載し
てください。
また、2ヶ所以上の資産所在地があ
る場合には、それぞれの所在地を記入
し、その主となる場所の番号を○で囲
んでください。(法人は事務所所在地、
個人は主たる資産所在地)

16 借用(リース)資産の有無について、
該当する方を○で囲んでください。借
用資産がある場合には、貸主の名称
等を記載してください。

17 事業用家屋の所有区分について、
該当する方を○で囲んでください。

18 該当のある方は記載してください。
例))・令和 年7月廃業
・令和 年5月○×会社と合併し
□△会社へ
・令和 年8月株式会社○○○へ
社名変更
・償却資産なし
・該当資産なし
・前年度より増減なし

金額を記載すること。

種類別明細書の記載例

- 1 全部減少資産の場合
全部減少の場合は、「異動区分」の番号「1」を○で囲んでください。
- 2 修正資産の場合
一部減少、修正の場合は、「異動区分」の番号「2」を○で囲んでください。
- 3 増加資産の場合
増加の場合は、「異動区分」の番号「3」を○で囲んでください。

取得価額
資産を取得(製作改良を)するために、通常支出すべき金額(資産の買入手数料、周旋料、輸送費、据付費用等を含めたもの)を記載してください。
※圧縮記帳は償却資産の評価上認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得価額」を記載してください。

所有者住所、氏名又は名称を記載してください。

452076 串間市

令和 年度 種類別明細書(一覧表)

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構 築 物	4	航 空 機
2	機 械 及 び 装 置	5	車 両 及 び 運 搬 具
3	船 舶	6	工 具、器 具 及 び 備 品

●住所	888-0001 串間市大字西方5550番地
氏名	北方商事株式会社

(資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。)

行 番 号	異動区分			資産 の 種 類 資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 (漢字・カタカナ・数字・英字で 記入してください。30字以内)	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	※ 減 価 残 存 率
	減 少	修 正	増 加				年 号	年	月	十 億	百 万	千	円		
01	1	2	3	1	駐車場アスファルト舗装	1	4	17	4	2	530	000	10	0.	
02	1	2	3	6	金庫	1	4	12	3		300	000	20	0.	
03	1	2	3	6	ルームエアコン	1	4	13	5		240	000	6	0.	
04	1	2	3	6	自動販売機	1	4	12	7		330	000	5	0.	
05	1	2	3	6	事務机	1	4	12	3	510	000	15	0.		
06	1	2	3	6	事務机	1	4	14	12		600	000	15	0.	
07	1	2	3	2	変電設備	1	4	24	8	3	000	000	15	0.	
08	1	2	3											0.	
09	1	2	3											0.	
10	1	2	3											0.	
11	1	2	3											0.	
12	1	2	3											0.	
13	1	2	3											0.	
14	1	2	3											0.	
15	1	2	3											0.	
合 計															

そのままパンチ入れますので、
文字、数字は欄内に明確に記載し
てください。
「#」や「同上」は不可。

減少したものは
赤2重線を引いてく
ださい。

年号
1: 明治
2: 大正
3: 昭和
4: 平成
5: 令和

注意 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。
「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに

<平成20年度税制改正による耐用年数変更に伴う新旧対照表(抜粋)>

改正後の資産区分		改正後の耐用年数	改正前の資産区分		改正前の耐用年数		
番号	設備の種類及び細目		番号	設備の種類及び細目			
1	食料品製造業用設備	10	4	水産練製品、佃煮、寒天その他の水産食料品製造設備	8		
			10	味噌又は醤油(出汁の素類を含む)製造設備 コンクリート製仕込そう その他の設備	25 9		
			14	豆腐類、こんにやく又は食麩製造設備	8		
			19	乾麺、生麺又は強化米製造設備	10		
			23	パン又は菓子類製造設備	9		
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	24	粗茶製造設備	8		
			28	清酒、みりん又は果実酒製造設備	12		
			29	その他の酒類製造設備	10		
			33	冷凍、製氷又は冷蔵用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備	3 13		
4	木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8	59	製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備	8 12		
			60	チップ製造業用設備	8		
5	家具又は装備品製造業用設備	11	249	金属性家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めっき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備	7 10 13		
7	印刷業又は印刷関連業用設備						
			デジタル印刷システム設備	4	75	印刷設備	10
			製本業用設備	7	79	写真製版業用設備	7
			その他の設備	10	78	製本設備	10
			75	印刷設備	10		
			80	複写業用設備	6		
13	窯業又は土石製品製造業用設備	9	200	セメント製造設備	13		
			201	生コンクリート製造設備	9		
			202	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む)製造設備 移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備 その他の設備	7 12		
25	農業用設備	7	322	蚕種製造設備 人工ふ化設備 その他の設備	8 10		
			368	種苗花き園芸設備	10		
			別表第七	電動機	10		
				内燃機関、ボイラー及びポンプ	8		
				トラクター 歩行型トラクター その他のもの	5 8		
			〃	耕うん整地用機具	5		
			〃	耕土造成改良用機具	5		
〃	栽培管理用機具	5					

			〃	防除用機具	5
			〃	穀類収穫調製用機具 自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む)、稲わら収集機(自走式のものを除く)及びわら処理カッター その他のもの	5 8
			〃	飼料作物収穫調製用機具(軽自動車税の対象は除く) モア、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く)、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター(自走式のものを除く)、ヘーベラー(自走式のものを除く)、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー(連続式のものを除く)ヘーエレベーター、フォレージブローア、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機 その他のもの	5 8
			〃	果樹、野菜又は花き収穫調製用機具 野菜洗浄器、清浄機及び掘取機 その他のもの	5 8
			〃	その他の農作物収穫調製用機具 い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機 その他のもの	5 8
			〃	農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く) 花苧織機及び畳表織機 その他のもの	5 8
			〃	家畜飼養管理用機具 自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウントレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 その他のもの	5 8
			〃	養蚕用機具 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし その他のもの	5 8
			〃	運搬用機具	4
			〃	その他の機具 乾燥用バーナー その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの	5 10 5
26	林業用設備	5	58	可般式造林、伐木又は搬出設備 動力伐採機 その他の設備	3 6
			334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5
			別表第七	造林又は伐採用機具 自動穴掘機、自動伐採機及び動力刈払機 その他のもの	3 6
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く)	5	324-2	漁ろう用設備	7

28	水産養殖業用設備	5	324	水産物養殖設備	竹製のもの	2							
				その他のもの	4								
30	総合工事業用設備	6	334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5							
			335	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3							
					ジーゼルパイルハンマー	4							
					アスファルトプラント及びパッチャープラント	6							
					その他の設備	7							
42	飲食料品卸売業用設備	10	1	食肉又は食鳥処理加工設備		9							
			7	その他の果実又はそ菜処理加工設備	むろ内用バナナ熟成装置	6							
					その他の設備	9							
			12	精穀設備		10							
15	その他の豆類処理加工設備		9										
45	その他の小売業用設備												
							ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	339	ガソリンスタンド設備		8	
								339-2	液化石油ガススタンド設備		8		
							その他の設備	主として金属製のもの	17	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	17	
その他のもの	8	その他のもの	8										
47	宿泊業用設備	10	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5							
					その他の設備	9							
48	飲食店用設備	8	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5							
					その他の設備	9							
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	359	クリーニング設備		7							
			360	公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん	3							
					その他の設備	8							
51	娯楽業用設備												
							映画館又は劇場用設備	11	366	映画又は演劇興行設備	照明設備	5	
											その他の設備	7	
							遊園地用設備	7	367	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る)		9	
							ボウリング場用設備	13	367-2	ボウリング場用設備	レーン	5	
											その他の設備	10	
その他の設備	主として金属製のもの	17	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	17								
その他のもの	8	主として金属製のもの	8	その他のもの	8								
53	自動車整備業用設備	15	294	自動車分解整備業用設備		13							
			338-2	洗車業用設備		10							

注) 申告に関する資産項目を抜粋しております。ご不明な点はお問い合わせください。

<償却資産に関するQ&A>

Q 1 どうして申告しなければならないのか。

A 1 地方税法に、「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、価格の決定に必要な事項を1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」と定めがあるためです。

※正当な理由なく申告しない場合、過料を科せられたり（法第386条）、延滞金が徴収されます（法第368条）。

※虚偽の申告をした場合、罰金を科せられます（法第385条）。

Q 2 当社は近年、業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないことになりましたが、減価償却を行っていない資産に対しても固定資産税は課税されますか。

A 2 固定資産税の課税される償却資産の要件のひとつに、「その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの」とあります。これは現実には減価償却を行っている資産はもとより、現実には減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却を行うべき性格のものであれば足りると解されています。

したがって、現実には減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として固定資産税が課税されることとなります。

Q 3 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却を終えた償却資産も、固定資産税が課税されますか。

A 3 税務会計においては、その耐用年数を経過して減価償却が終わり、帳簿上は取得価額から減価償却可能限度額（一般の償却資産の場合は、取得価額の100分の95に相当する金額）を控除して得た金額のものが計上されている資産については、減価償却を継続することはできませんが、このような資産も、その帳簿上の金額に達するまで減価償却が行われてきたものであり、本来ならば減価償却が可能な性格のものであることに変わりはありません。

したがって、このような償却済みとなった資産でも、事業の用に供することができる状態におかれている限り、償却資産に該当することとなります。

Q 4 当社はリースにより機械を導入しました。リース期間終了後は、当社に無償譲渡されることとなっています。この場合の償却資産の申告は、当社とリース会社のどちらが行わなければならないのでしょうか。

A 4 リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、リース会社と借主が連帯して固定資産税の納税義務を負うこととされていますが、社会の納税意識に合致するよう、原則として借主が申告を行うよう取り扱うこととされています。

したがって、借主である貴社がその機械について申告を行うこととなります。

ただし、単に償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告を行うこととなります。

【平成19年度税制改正と注意点】

法人税・所得税における減価償却制度の見直しが行われ、「新定率法」「償却限度額の廃止」が導入されましたが、固定資産税（償却資産）については資産課税としての性格を踏まえ、従前どおりの評価方法（減価率は旧定率法・評価額の最低限度額は取得価格の5%）が維持されます。

（詳しくは7ページ「4. 評価額・税額等の算出方法」をご参照ください。）

【平成20年度税制改正と注意点】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部が改正され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

耐用年数省令の改正により耐用年数の変更が行われた場合、特別の定めがない限り耐用年数省令の一部を改正する省令の施行日以降に到来する賦課期日に係る年度分の評価から改正後の耐用年数を適用します。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）

よって、平成19年以降に取得した資産の平成21年度の評価額は、前年度評価額である平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じることによって、また、平成20年中に取得した資産の平成21年度の評価額は、取得価格に改正後の耐用年数に応じた半年分の減価残存率を乗じることによって、それぞれ算出することになります。

☆☆

～ 調査等のご協力をお願い ～

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づく調査、または地方税法第354条の2に基づく、国税(所得税・法人税)関係申請書等の閲覧を行うことがあります。ご協力とご理解のほどお願いいたします。調査の結果、修正申告をお願いすることがありますのであらかじめご承知おきください。

☆☆

※ 事業主の方が引退・死亡により変更になった場合は、申告書の所有者欄に新しい事業主の氏名・住所をご記入いただき、廃業された場合は備考欄にその旨をご記入ください。

申告書の提出及び問合せ先

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地
串間市役所 税務課 資産税係
電話：0987-72-1111（内線242）
0987-72-1113（直通）